

# PEG・在宅医療学会ニュースレター



Home Health Care,  
Endoscopic Therapy and  
Quality of Life

第22号 2017 2017年12月1日発行

発行 PEG・在宅医療学会  
理事長：上野文昭  
広報委員長：妙中直之

〒534-0021  
大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22  
大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7186  
E-Mail：peg-office@umin.org  
URL：http://www.heq.jp

## 第22回学術集会報告

### 第22回 PEG・在宅医療学会(HEQ)学術集会報告

第22回 PEG・在宅医療学会学術集会 会長

町立長沼病院 院長 内科消化器科 倉敏郎

#### 無事終えることができました

多くの皆様のご協力に支えられ、さる9月23日に第22回 PEG・在宅医療学会学術集会を開催することができました。作今の逆風の状況にもかかわらず381名ものご参加をいただき盛況のうちに幕を閉じることができました。この場をお借りして全ての方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

#### PEG・在宅医療学会が学会に昇格した記念すべき学術集会

患者のQOLを尊重し、PEGなどの内視鏡治療を用いて在宅医療につなげることを設立の精神としたHEQ (Home health care, Endoscopic therapy and Quality of life) 研究会が発足して22年。数年前からの役員会、学会移行準備委員会での様々な議論を経て、この分野での学問のさらなる向上を目的に本年8月より学会に移行しました。今回の学術集会はその第1回目となりプレッシャーもかかりました。おかげさまで84題の演題の応募があり、レベルの高い発表と熱のこもった討論が展開されました。

#### PTEG 研究会との同時期開催

また、6年越しの念願であった日本PTEG研究会学術集会との同時期開催を行うことができました。胃切除後などの理由でPEGが困難な方は対象患者の約10%存在するといわれています。これらの方にPEGと同様のQOLを保証することも我々に課せられた使命ではないでしょうか？漫然と「PEGだめなら経鼻胃管でもしょうがない」ではないと思います。



写真1

初めての両日運営だったため反省すべきことも多くありました。PEG・在宅医療学会会員へのアピール、プログラム抄録集にも案内不足とご指摘もいただきました。しかしながら121名のご参加、35演題の発表があり近年にない盛り上がりとなりました。共同懇親会「PEG、PTEGの夕べ」を開催したところ80名あまりのご参加をいただき大いに盛り上がりました(写真1)。来年以降も是非「HEQの翌日はPTEG」と覚えていただければ幸いです。

#### テーマは「原点に還って」

今回の運営で一番重要視したのは「みんなで徹底的に議論すること」です。しかし、演題数が多くなると会場が分散され、各会場での少人数での淡々とした発表となりがちで(学会運営のジレンマとでもいましょうか)、この点をどのように克服するか頭を悩ませました。その結果として、シンポジウム、オーラルは主会場一本で、細かい議論が必要な演題にはポスター発表をお願いしました(写真2)。どちらも活発な議論がみられ、今回の試みに賛同いただいた方が多くおられました。

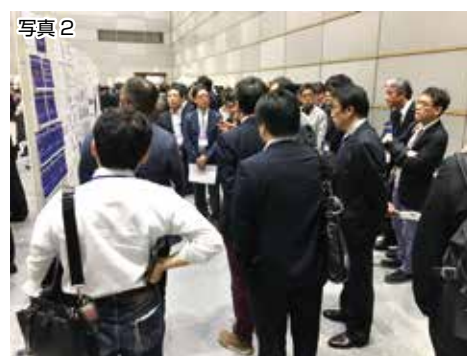


写真2

#### 来年は福岡です

今後も本学会が果たすべき役目は多いものと思います。来年は福岡大学 前川隆文先生が学術集会を開催されます。この分野でのたくさんの報告がなされることを楽しみにしております。皆様、また福岡でお会いしましょう。本当にありがとうございました。

#### CONTENTS

第22回学術集会開催報告	1	2017年12月以降 胃瘻関連研究会一覧	6
2017年度第5回PEG・在宅医療学会論文賞	2	ひろば「友達づくり」犬飼道雄	7
2017年度第2回PEG・在宅医療学会チーム医療特別賞	2	ひろば「写真が好きなら」比企直樹	8
第23回学術集会報告	3	事務局インフォメーション/入会案内/会則	9
会長挨拶	3	投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則	10
第1回PEG・在宅医療学会理事会・代議員会議事録	4		

## 2017年度 第5回 PEG・在宅医療学会 論文賞

受賞者：井上善文

(大阪大学 国際医工情報センター 栄養デバイス未来医工学共同研究部門)

受賞論文：ボタン型胃瘻カテーテル接続チューブの半固形状流動食注入量およびシリンジ押し荷重の比較検討(原著)

p31-p40 在宅医療と内視鏡治療 vol 20 No.1 Sep. 2016

2013年度より、掲載論文の〈原著および臨床経験〉の中から〈論文賞〉を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行います。



井上善文先生 倉敏郎委員長

## 2017年度 第2回 PEG・在宅医療学会 チーム医療特別賞

〈最優秀賞〉

受賞者：山森勝美(公立能登総合病院 看護師)

受賞演題：当院における認知症がある胃瘻造設患者の実態調査

〈優秀賞〉

受賞者：加藤寿子(小川医院 栄養ケアセンター 管理栄養士)

受賞演題：胃瘻造設により、経口摂取量が増加した筋ジストロフィー患者の一例  
～訪問栄養士との関わり～

受賞者：鈴木佑人(洞爺温泉病院 リハビリテーション科 言語聴覚士)

受賞演題：失語症患者に対する経口移行アプローチ

受賞者：瀧澤昌司(栗山赤十字病院 薬剤部 薬剤師)

受賞演題：経管投与不適の患者に対するバルプロ酸ナトリウム坐剤の有用性の検討  
(50音順)



山森勝美氏 小川滋彦委員長

2016年度より、会誌「在宅医療と内視鏡治療」掲載論文および学術集会発表演題の中から〈チーム医療特別賞〉を選出しております。チーム医療特別賞受賞者には賞状が授与され学術集会時に授賞式を行います。

### チーム医療特別賞

#### PEG チーム医療委員会 委員長 小川 滋彦

去る9月23日、第22回 PEG・在宅医療学会最後のセッションとして、PEG チーム医療委員会企画が二部構成で行われた。後半の第二部では同委員会ワークショップとしてテーマ「PEG ジレンマ」を各職種おなじみのリレー形式で行うミニ講座だったが、前半は各地の胃瘻関連研究会から推薦されたメディカルスタッフの演題(演者)の中から優秀演題をチーム医療特別賞として表彰するという企画だった。チーム医療特別賞は昨年から設けられた賞であり、隔年で当学会誌「在宅医療と内視鏡治療」のメディカルスタッフが執筆した論文から選定するが、本年は口演発表から委員の投票により決定した。

今回は、北海道胃瘻研究会と北陸 PEG・在宅栄養研究会から推薦された各々2題の計4題がノミネートされ、その中か

ら公立能登総合病院看護師・山森勝美氏の「当院における認知症がある胃瘻造設患者の実態調査」が最優秀賞に選定され、残り3題も優秀賞として表彰された。

各地域の研究会から推薦演題(演者)を出してもらうには、まず各研究会においてメディカルスタッフの優秀演題を選定することが協議決定され、なおかつ発表者に対し他学会ではなく当学会での発表をお勧めして頂くという二段階のコンセンサスを経なければならない。その意味で、今年度に間に合ったのは二つの研究会だけだったということになる。

ぜひ来年はこのニュースレターに会告を掲載している地元研究会の世話人の皆様に働きかけ、チーム医療特別賞の対象演題を増やしていきたい。ご協力をお願いいたします。

# 第23回 PEG・在宅医療学会学術集會告

## 次回 学術集會のお知らせ

～涼しかった札幌の地から、  
まだまだ暑い博多でお会いしましょう～

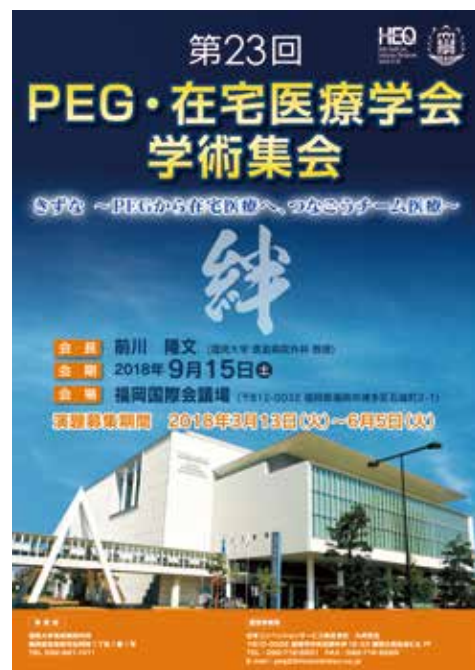
福岡大学 筑紫病院外科教授 前川 隆文



会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、この度、第23回 PEG・在宅医療学会学術集會の会長を拝命いたしました。大変光栄のことと存じますとも身の引き締まる思いでございます。福岡大学といたしましては、第18回 PEG・在宅医療研究会を先代の福岡大学医学部消化器外科の山下 裕一教授が開催されて以来5年ぶりに博多で開催させていただきます。

会期は平成30年9月15日(土)で会場は福岡国際会議場を予定しております。今回の学術集會のメインテーマは「絆」～PEG診療から在宅医療へ、つなごうチーム医療～とさせていただきます。本学会の前身であります HEQ 研究会 (Health care, Endoscopic therapy and Quality of life) が実に20数年前から内視鏡治療により在宅に復帰された患者さんの QOL を高めようとこれらの諸問題に取り組んできた実績のある学会であります。今回は種々の PEG 技術の進歩も当然論議していただきますが、この在宅への復帰、そして在宅での患者さんの QOL の向上につとめる、様々な職種、医科医師だけではなく、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、介護士、訪問看護職員などなど、いろんな職種で繋ぐチーム医療に焦点を当てたいと考えています。どうぞ普段の診療での成功例や伝えたいこと、また問題点などを持ち寄って論議していた

できればと考えています。これから学会の準備を鋭意すすめていく所存ですが、せっかく博多にお越しいただきますので、特別講演には今回ユネスコ世界遺産に登録された宗像三女神「宗像 沖津宮」のお話を九州大学名誉教授、東アジア考古学専攻の西谷 正先生に御講演を賜りたいと考えています。9月の博多はまだまだ蒸し暑い日が続きます。涼しい恰好でお越しいただき、昼間は熱い討論を交わしていただき、夜は朝鮮半島に近い博多独特の食文化に舌鼓を打って涼んでいただければとおもいます。それでは、来年の9月に皆様とお会いできますことを楽しみにしています。



## ようこそ PEG・在宅医療学会へ！

PEG・在宅医療学会 理事長 上野 文昭



北国にもまだ寒さが到来しない9月23日、第22回 PEG・在宅医療学会学術集會が、倉敏郎会長のお世話のもと札幌コンベンションセンターで開催されました。発足当時の HEQ 研究会から数えれば第22回ではありますが、学会移行して初めての記念すべき学術集會でした。

倉会長の掲げたテーマは「原点に還って」で、今一度 HEQ の精神である Home Health Care, Endoscopic Therapy, Quality of Life の3つの柱をしっかりと見つめて、患者の利益を最優先に考える医療を推進しようというコンセプトを大切に学術集會でした。近年、会が大きくなるにつれ、複数の会場で同時進行する都合上、聴きたいセッションがかち合ってしまうという問題も生じていました。今回はポスター発表を活用したため、朝から終了まで、すべてのセッションに参加できるようになったのは、一歩前進でした。終日、多くの参加者が熱心な議論を交わし合いながら、成功裏に幕を閉じる

ことができました。また翌日は日本 PTEG 研究会学術集會も同じ会場で開催されたため、多くの参加者に2日間にわたる発表と学習の機会が提供されました。

原点に還って、今後本学会がどのような方向性をとるのかを考察してみました。造設と管理(栄養管理を含む)のこれまでの進歩は著しく、さらに新しい知見を得て推し進めるのは至難の業ではないでしょうか。つまり伸びしろがそれほど大きくないような気がいたします。しかしせっかく優れた知見や技術が開発されても、それが適切に診療に用いられなければ何にもなりません。学会の使命は研究だけではないでしょう。会員を教育することも重要な使命です。社会に対する啓発以前に、学会員や学術集會参加者を啓発・教育し、正しい診療の普及を図ることが、本学会に課せられた使命と考えております。本学会で活躍されている皆さまには、ぜひ正しい知識と技術の教育と普及に努めていただくことをお願いいたします。

# 第1回 PEG・在宅医療学会 理事会・代議員会 議事録

2017年9月22日(金) 16:00~18:00  
札幌プリンスホテル 国際館パミール6階 大雪

## 【出席者】

比企能樹、鈴木博昭、馬場忠雄、増田勝紀、加藤隆弘、嶋尾仁、上野文昭、小原勝敏、井上善文、永井祐吾、櫻井洋一、西口幸雄、前川隆文、合田文則、鈴木裕、倉敏郎、有本之嗣、徳毛宏則、高橋美香子、松本昌美、今枝博之、小川滋彦、西脇伸二、森瀬昌樹、津川信彦、吉野すみ、蟹江治郎、松原康美、城本和明、松本敏文、鮎田昌貴、朝倉徹、今里真、大石英人、妙中直之、堀内朗、村上巨人、瀧藤克也、日下部俊朗、鷲澤尚宏、今本治彦、玉森豊、伊藤明彦、伊東徹、小西英幸、西山順博、吉田篤史、犬飼道雄、比企直樹、細江直樹

(計50名、内44名議決権あり)(敬称略)

## 【欠席者】

曾和融生、武藤輝一、青木照明、加藤紘之、畠山勝義、北野正剛、田尻久雄、山下裕一、北川泰久、前谷容、武藤学、藤本一真、葛谷雅文、伊藤義人、岡野均、小野沢滋、高塚健太郎、畠山元、村松博士、三原千恵、赤津裕康、黒山信一、高見澤滋

(計23名、内9名委任状提出)(敬称略)

・会長挨拶 上野文昭

・第22回学術集會会長報告 倉敏郎

学会となって第1回の記念すべき学術集會ということで、皆様のお力を借りて質の高い学術集會となるようにご協力をお願いしたい。熱い議論を通じて世の中にPEGをもっと役立てるための会にしたい。

・第21回学術集會会長報告 合田文則

昨年平成28年9月3日(土)にかがわ国際会議場、サンポートホール高松にて開催。盛会であった旨の報告があり、会員の皆様の協力に対し謝辞が述べられた。

・議題

## 【審議事項】

1. 2016年会計報告 財務委員長 妙中直之

2016年度収支決算が資料に基づいて報告された。うち、例年の会計と異なる点は2点

・第16回学術集會での余剰金を第16回学術集會会長加藤隆弘先生より寄付いただいた。

・学会移行に伴い年度が3ヶ月延長したことから支出が多くなっている。

上記事項を含めての説明があり、満場一致にて承認を得た。

2. 2018年予算案 財務委員長 妙中直之

資料に基づいて説明があり予算案審議が行われた。支出では賛助会費や広告収入の減少を鑑みて全体的に少しずつ削減を行った。繰越金が少しずつ減ってきているのが現状である。2018年度予算について満場一致にて承認を得た。

3. 第25回学術集會会長の選出 会長 上野文昭

第25回学術集會会長として、西口幸雄先生から実績を考慮し国際医療福祉大学病院の鈴木裕先生が推薦され、満場一致にて承認を得た。

4. 役職者人事 選挙管理委員長 小原勝敏

資料に基づいて報告があり、2018年度代議員候補1名が満場一致にて承認を得た。年度に伴う就任及び退任については西口幸雄事務局長から資料に基づいて報告があった。

5. 第6回資格審査結果 認定制度委員長 永井祐吾

第6回資格認定審査の審査結果について資料に基づき報告があり、満場一致にて承認を得た。

6. 認定制度規則・資格条件細則改定 認定制度委員長 永井祐吾  
学会移行に伴う名称・用語等の変更があり、修正箇所について説明があった。改定について満場一致にて承認を得た。

7. 任期満了に伴う次期委員会編成

8. 委員会名称修正 事務局長 西口幸雄

委員長の推薦、委員追加、及び委員会名称の変更について資料に基づき報告があった。

・倉敏郎理事からアドホック委員会「PEGカテーテル2017年問題検討委員会」について今後も活動していくことから「2017年」として「PEGカテーテル問題検討委員会」として活動していく。

・永井祐吾理事から「資格認定制度委員会」と「資格条件検討委員会」を統合して活動していく

上記2事項について提案があり、次期委員会編成について満場一致にて承認を得た。

9. 会則改定 事務局長 西口幸雄

学会移行後も研究会時と運営方法が大きく変更しない為の修正と、新たに退会規定を設ける旨、資料に基づき報告があった。学術団体の認定を受ける際にはもっと明確に修正しなければいけない部分もあるが、現時点で運営に関してはこれで問題ないと考えた。会則改定について満場一致にて承認を得た。

## 【報告事項】

10. 庶務報告(資料8) 事務局長 西口幸雄

報告は資料通り。

11. 委員会報告

1) あり方委員会 委員長 西口幸雄

今年度報告する事項はなし。

2) 倫理委員会 委員長代理 上野文昭

今年度報告する事項はなし。

3) 総務委員会 委員長 西口幸雄

庶務報告で報告済み。

4) 財務委員会 委員長 妙中直之

審議事項にて審議済み。学会の繰越金が減少傾向にあることから、会費納入方法及び、広告掲載、賛助会員の増加、収益事業に力を入れていくことが重要である。

5) 編集委員会 委員長 比企直樹

資料に基づいて会誌制作状況の報告があった。

6) 広報委員会 委員長 妙中直之

資料に基づいてHP更新等の報告があった。今後は委員を増員し、活発に広報活動を広げていきたいと考えている。

7) 規約委員会 委員長 比企直樹

学術団体認定のために、学会に即した規約の修正及び整備を行っていく予定である。

8) 選挙管理委員会 委員長 小原勝敏

2018年8月1日付就任人事について、審議事項にて報告済み。

9) 用語委員会 委員長 倉敏郎

今年度報告する事項はなし。

10) 社会保険委員会 委員長 鈴木裕

学会に移行したことで要望案件を直接厚労省に伝えて交渉する事が可能になる。今後は社会保険委員会でこの学会から要望を出せる準備をしていくつもりである。取り急ぎ交換に関する件で混乱を招いていることから、可能な限り速やかに要望書を提出できるように取り組んでいきたい。

11) 教育委員会 委員長 永井祐吾

資料に基づき、昨年開始したe-Learningの開催状況報告があった。試験問題について適応と手技に関する正解率と、栄養と管理に関する正解率に差があり、実際に造設しない受験者と造設する受験者で正解率が異なることから、試験問題を改善する必要がある。今後は2年毎に試験問題及びセミナー内容も改定した方がいいと考え、来年6月までに再検討し更新する予定である。

12) 資格認定制度委員会 委員長 永井祐吾

資格認定結果について審議事項にて審議済み。

13) PEGチーム医療委員会 委員長 小川滋彦

明日の学術集會時にワークショップを開催予定であり、ぜひ参加をお願いしたい。メディカルスタッフの発表を評価することで、この学術集會への参加を促すということを目的として特別賞を設けており、各地方にあるPEGに関する研究会のメディカルスタッフの発表演題を紹介いただき、この学会で発表しても

- らうことを計画したが、今回は関連研究会との連絡がうまくいかなかったため、今後はもっと対象を広げていく予定である。
- 14) 選奨委員会 委員長 倉敏郎  
2017年度論文賞として研究会会誌20号掲載の井上善文医師の原著を選出し、満場一致にて承認された。授賞式は明日23日の学術評議員・施設代表者会議にて行われる。
- 15) COI委員会 委員長 瀧藤克也  
今年1月から運用を開始しており、今年度初めに役職者及び委員に自己申告書の提出を依頼し、現在約70%の提出があった。今後何か問題があった際には、委員会内で検討した上で理事長に報告する予定である。
- 16) データベース委員会 委員長 今里真  
データベースは前向きに各施設が回答可能な項目を調整中であり、節目を作り断面調査を行う予定である。節目とは造設前、直後、2ヶ月後、6ヶ月後(カテーテル交換時)が青写真となる。アンケートは6ヶ月後(カテーテル交換時)に造設して良かったかなどを本人・家族へ行う予定。方法としては、20施設に10例ずつ200例位から始めていく予定であり、バイアスを避けて簡便なデータとする。アンケートは学会HP上のデータベースを利用する。解析ソフトは既に高山先生が装備しているものを使用し、補足として人工知能で予後の予測なども考えている。これらの運営費は節目ごとに数万円ずつ程度である事から追加調査も可能である。以上より、厳然たるデータとして示すことが可能になるとともに、データ解析により良い適応を、胃瘻に消極的な施設へも示すツールを作成する事が期待できる。課題としては、下記が挙げられる。
- ・項目の選定、施設の選定
  - ・後出血、下痢、誤嚥性肺炎などの合併症の定義：用語委員会と協同作業
  - ・本学会の倫理委員会がAMED登録されている事が必要：倫理委員会と協同作業
  - ・ボランティア施設ならこれ以上の経費はかからない
- まず理事、代議員の施設からでも始めてみることも検討に値する。これらの課題を解決して、早めにアクションをおこしていきたい。
- 17) 胃壁固定に関する調査委員会 委員長 鷺澤尚宏  
PEGにおいて胃壁固定がどのように行われるべきかを将来方向付けをするためのアンケート調査を行う予定である。アンケート内容については診療報酬に関する事項も含めて検討している。調査期間は今年の11月中旬から来年の1月中旬までの約2ヶ月、アンケート対象者は当学会の会員、施設会員、PDNの登録施設で約1,200施設を想定している。11月初旬にアンケート調査協力依頼を手紙及びメールにて送付し、アンケートは学会HPのアンケート調査ページに入って入力してもらうことにしている。10月初旬から下旬に構築してリハーサルを行う予定である。基本的には造設の件数を含めたベーシックなデータ、胃壁固定をどうしているか、その器具を使って他の目的で使用したかどうか、固定を行った事による合併症についてなどを考えている。胃壁固定を行ったことが良かったのか悪かったのかについてもアンケートに含めている。これらの事項を集計して1月に結果を取りまとめていくつもりである。井上善文理事から目的は何か、また費用について質問があった。鷺澤尚宏委員長から費用に関しては、アンケート調査自体は学会HPを利用しての調査である事から費用はほとんどかからないが、調査依頼の連絡の際郵送料がかかるとの説明があった。また目的については、現在胃壁腹壁固定を施行している医師はたくさんいるが実態があまり良くわかっていないこと、フルホープ手法で行っている場合の目的が明確になっていないこと、診療報酬が付いていないことがマイナスになっているかどうか調査することを目的としている旨説明があった。この調査結果が出た後、どのように判断して対応するのかについて、理事会で検討をした方がいいのではないかという意見があった。診療報酬が下げられている状態で、このアンケート結果を基に要望を提出しても固定に診療報酬をつけるということが通るのかどうか、費用対効果を考えていかなければならない。現状は安全対策と考えている方がほとんどであり、安全に対してどのくらいの費用をかけるのかという理念の問題となるが当学会として確認しておきたい事でもあるので、このまま引き続き進めていくこととなった。対象が患者ではないこともあるが、倫理委員会にアンケート調査について審議を依頼し、

- その後理事会の承認を得たうえで、アンケート調査を進めていく。
- 18) 学会移行準備委員会 委員長 櫻井洋一  
名称を8月1日から学会に移行したが、日本学術会議に認定を得ることが必要であることから、昨年からの申請手続きを進めている。申請に関する問題点として2点挙げられる。
- ・研究者の定義、割合
  - ・会則、規約等の整備
- 研究者の定義については再度医師の会員を対象に確認を行い、割合を再計算してみる必要がある。規約等の整備については、役員選出規定や会則の不備などについて規約委員会に修正、整備をお願いし、できるだけ早く再申請手続きを進めていく予定である。また委員会の名称は学会移行を終えたことから、学術団体準備委員会として活動していく。
- 19) 嚥下機能評価委員会 委員長 鈴木博昭  
2014年3月にPEG造設の点数を大幅減額すると厚労省から通達があり、嚥下機能セミナーを受講すれば従来に近い保険請求が可能になった。このことより内視鏡による嚥下機能評価セミナーを立ち上げるよう厚労省より指示があり、PEG・在宅医療研究会とPDNが協力して嚥下機能評価研修会を開催する事になり、今までに全国で18回開催し約4,500人の受講があった。この受講者は従来に近い保険請求が可能となる。当初は医師を対象としていたが、近頃はメディカルスタッフや歯科医からの受講枠を広げており、今年では721名の受講があった。毎年2回の開催を予定している。厚労省からもメディカルスタッフ及び歯科医への受講枠の拡大については承認推奨されている。以前開催地は東京と地方の交互開催としていたが、実際には東京での開催の方が受講者は多いことから、東京慈恵会医科大学の講堂を会場として開催している。現在はPDNに研修会の運営を任せている状態である事から、将来展望として当学会も学術集会時に研修会を開催するなど連携をした方がいいと考える。
- 20) PEGカテーテル2017年問題検討委員会 委員長 倉敏郎  
PEGカテーテルの接続チューブ接続部の規格の変更が数年前から持ち上がったことから委員会を立ち上げた次第だが、まだはっきりとした情報がないのが現状である事から、今後は委員会名を<2017年>を削除し、継続して情報収集を行っていく予定である。
12. 第23回学術集会準備報告 学術集会会長 前川隆文  
平成30年9月15日(土)福岡国際会議場にて開催予定。  
テーマ:<きずな ~PEGから在宅医療へ、つなごうチーム医療~>

その他意見：

<機関誌について>

小原勝敏監事から、学会に移行したことより会誌名を学会名「PEG・在宅医療学会雑誌」に修正してはいかかか、その方が日本学術会議へのアピールにもなるのではないかと意見があった。

倉敏郎理事、櫻井洋一理事、比企直樹編集委員長からも賛成の意見があり、理事会・代議員会としては承認し、編集委員会内で名称変更について商標登録等を含めて再検討を行うこととなった。

<新たな問題について>

鈴木裕理事から、2017年4月からパーキンソン病の薬物が日本で承認されており、Jチューブを使用するのだから、厚労省も認めてはいるが様々な問題が出てきている。非常に古いデバイスを使用した薬物治療であり、この学会が主導してこの問題に関して対応していかなければ、どこも対応できないのではないかと。経腸栄養ではなく薬物治療として使う新しい領域が出てきている。前川先生の開催される来年の学術集会で取り上げていただく事も検討していただきたい。

<学会法人化について>

有本之嗣理事から、法人化をどう考えているのかについて質問があった。上野理事長から法人化はメリットデメリットがあり、まず学術団体として認定後検討していくということで以前の世話人・常任幹事会で承認された経緯があることから、学術団体認定後検討していきたい旨回答があった。

<出席新代議員より挨拶>

初めて会議に出席される以下代議員より挨拶があった。

比企直樹先生 犬飼道雄先生 小西英幸先生 細江直樹先生 吉田篤史先生

# 2017年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	福島県 PEG と栄養経腸と在宅医療研究会 (旧 福島県 PEG 研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
3	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 外科)	つくばセントラル病院 外科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763  第17回茨城県 PEG・PTEG 研究会 当番世話人:天貝賢二(茨城県立中央病院 消化器内科) 2018年6月23日(土)つくば国際会議場(つくば市) ※同日同会場第18回茨城PDNセミナー開催 開催事務局:つくばセントラル病院 外科 山本祐二	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
4	北陸PEG・在宅栄養研究会 八木雅夫 (公立松任中央病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
6	松阪地区在宅栄養研究会 鮎田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com	医療関係者・在宅医療従事者など
7	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383	医師・看護師・保健師など
8	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ページェント) 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org  第13回当番世話人:八幡謙吾、徳毛宏則(JA 広島総合病院 消化器内科) 2018年3月3日(土)広島県医師会館(広島市) 開催事務局:JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則(住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
9	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他 全医療従事者
10	福岡 PEG・半固形化栄養研究会 (旧 福岡 PEG 研究会) 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480-2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045  第3回当番世話人:福泉公仁隆(国立病院機構 九州医療センター 消化器内科 医長) 2018年6月30日(土)TKP ガーデンシティ博多新幹線口プレミアムホール(福岡市) 開催事務局:医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓(住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー
11	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内蔵1473 TEL:0977-67-1111  第19回当番世話人:廣石和章(国東市民病院 外科部長) 2018年2月24日(土)国東市民病院(国東市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文(住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほか PEG 関連の方
12	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
13	鹿児島 PEG 研究会 内園 均	南薩ケアほすびたる 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:kagopeg@hotmail.com	メディカルスタッフ全般
14	九州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top  第8回九州 PEG サミット in 別府 当番世話人:松本敏文(国立病院機構別府医療センター 外科) 2018年7月28日(土)~29日(日)城島高原ホテル(別府市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内蔵1473 TEL:0977-67-1111 申し込み開始:2018年3月(予定) 会費:18,000円(宿泊・3食・テキスト代込み)	医師・メディカルスタッフ全般

※2017年12月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

# ひろば

## 友達づくり

岡山済生会総合病院 内科 犬飼道雄

ACP研修に行った時、あなたの今までを振り返ってくださと言われてました。あの時あのひとにいじめられた、ひどい目にあわされた…ろくでもないことしか思い浮かびません。それも仕事がらみのことばかり。なんと味気ない人生で、私はひねくれた人間なのだろうと思い、いや違う!そうではない!と奮起しましたが、なかなか楽しかったことが浮かんできませんでした。

実際のところ人生振り返ってみると、仕事中心であったと思います。仕事以外のこと、たとえば趣味は何だろう考えても思いつきません。剣道2段・将棋初段ですが学生時代で終わりました。今では箸にも棒にもかからないはず。そういえば最近ゴルフを始めました。まだ3ヶ月ぐらいですが、無謀にも始めて2ヶ月で初ラウンドしたら157で回ることができました。ゴルフ場を縦横無尽に走り回り、人の倍くらいたたき、コストパフォーマンスは良かったです。同じ組の人だけでなく後ろの組をはじめ多くの方にご迷惑をおかけしましたが、ごめんなさいすごく楽しかったです。春には120くらいで回れるように打ちっぱなしに通い、先生に教えてもらっています。これはもしかすると今後の楽しみになるかもしれません。食べること・飲むことは大好きですが、単なる大食いで、味の違いはわかりません。すごくおいしいとかおいしくないは滅多になく、有難いことにほとんどの物をおいしくいただくことができます。検食で病院食はおいしくないという方がおられますが、今までいつもおいしくいただいてきました。グルメではありませんが、これは才能かもしれません。ただし血糖やコ

レステロールを気にしないといけなくなっています。そういえばこの5年くらい家庭菜園をしています。畑を耕し、種をまき、苗を植え、肥料をあげ収穫する、たったこれだけですがなかなかうまくいきません。当初は種をまいても芽が出ない…投資のわりに収穫が少ない高級野菜を作っていました。近所の方や患者さんに教えていただきながら、だいぶ腕を上げたのですが、今度は仕事が忙しく収穫の時期を逃し、熟れすぎてひび割れたトマト、硬くて食べれない巨大オクラ、あと一歩でカラスにやられるスイカなど惨憺たる状況です。

いい男は背中では語るようですが、おしゃべりなわりに背中は無口、悲しい限りです…。以前上司に人生は楽しむためにあると言われました。これを機に人生見つめなおしてみようと思います。仕事もプライベートも振り返ると楽しいことがいっぱい思い浮かぶ人生にします。ただ人生一人では歩けません。とっつきにくそうかもしれませんがそんな悪いやつではないはず。皆さん何かと声をかけてください。よろしくお願いします。



### TOP PRODUCT LINE UP

製品のご紹介



交換用胃瘻カテーテル バンパー型ボタンタイプ

## アイポタンR

瘻孔にやさしいソフトな材質で  
使用する方や家族にとって  
やさしい胃瘻ケアをサポート

医療機器承認番号：22700BZX00302000



ネオフィードENポンプ

## TOP-A600

経腸栄養の適正な管理を、  
使いやすいコンパクトな  
ポンプで。

医療機器承認番号：22600BZX00017000

製品の規格等は、お近くの支店・営業所までお問い合わせください。

製造販売業者

株式会社 トップ

本社：〒120-0035

東京都足立区千住中居町19番10号

東京支店 tel:03-3811-9915

札幌営業所 tel:011-820-8383

千葉営業所 tel:043-214-1641

静岡営業所 tel:054-263-0824

広島営業所 tel:082-246-7651

名古屋支店 tel:052-834-3333

盛岡営業所 tel:019-645-3452

横浜営業所 tel:045-260-5271

京都営業所 tel:075-643-6351

鹿児島営業所 tel:099-265-4566

大阪支店 tel:06-6361-5831

仙台営業所 tel:022-265-3610

金沢営業所 tel:076-268-3370

神戸営業所 tel:078-341-1683

福岡支店 tel:092-472-4233

北関東営業所 tel:048-685-5797

新潟営業所 tel:025-244-2191

高松営業所 tel:087-866-5691

# ひろば

## 写真が好きな訳

がん研有明病院 消化器センター 胃外科部長 比 企 直 樹

いつからだろうか、写真を撮ることが好きだと言えるようになったのは。

小学校の夏休み自由研究で、「写真の研究」をしたのを思い出した。その頃、私は他の小学生の例にもれず夏休みの宿題が大嫌いであった。親からカメラが沢山あるの



紅葉を楽しむ秋の通勤路

だから写真の研究でもしたらと言われたのと、学校の帰り道にあった一畳半程度の小さなカメラ屋さんのオジサンとカメラの話をするのが大好きだったことから、母の研究案を受け入れた。撮影、フィルム現像、焼き付けまでを全て自ら行い、

撮影、現像、焼き付けの条件を段階的に振ってゆくという本格的かつ、極めて面倒な研究であり、泣きながら行ったのを思い出す。

現在、健康のために車を売却し、駅まで約20分間カメラを持ち、歩いて通勤をしており、その路すがら咲く花々を撮影したり、大好きな人びとの表情を捉えることが最近の趣味であり、よくあなたの写真を見るのが好きだと言われ、調子に乗ってはSNSに挙げてしまう。

大人になってのこの趣味が例の「写真の研究」に支えられているのだから、人生は面白いと思えるようになった。



銀座の Bar の年季の入ったジントニック



胃瘻交換用カテーテル

### リークブロック カテーテル

30日間バルーン水の交換が不要な  
リークブロックバルーン



save  
**30**days



注入直後



30日後

CREATE MEDIC CO.,LTD. 本社 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>  
TEL:045-943-3929 FAX:045-943-9084 E-MAIL:cliny@createmedic.co.jp

医療機器認証番号：21600BZZ00449000



## 【会費納入のお願い】

学会移行に伴い、8月1日～翌年7月31日までに年度が変更となりました。会誌発送時(8月下旬)に2017年度の年会費納入依頼を同封しておりますので年会費の納入をお願いいたします。払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

＜郵便局からお振込の場合＞

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

＜銀行からお振込の場合＞

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(せろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

口座名：PEG・在宅医療学会

＜銀行からお振込の場合＞

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(せろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

②施設会員：HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。

③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

## 【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

## 【事務局】

〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG・在宅医療学会事務局 西口幸雄

TEL & FAX：06-6167-7186

E-mail:peg-office@umin.org

URL:http://www.heq.jp

## 役職者の就任について

2017年9月22日に開催された第1回理事会・代議員会において次の方の2018年度役職就任が承認されました。(敬称略)

●代議員：汐見幹夫

## インフォメーション

●学会誌「在宅医療と内視鏡治療」Vol.22 No.1の投稿を受付中です。投稿の最終締切は来年2月末日とさせていただきますので、ご準備をお願いいたします。執筆要綱、投稿規定はホームページ(www.heq.jp)をご確認ください。

●第7回認定資格申請は、来年1月4日～4月末日消印到着で受付をいたします。ホームページの資格認定制度ページより申請用書式をダウンロードし、必要書類をそろえて手続きをお願いいたします。

●2018年10月末日に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、来年2月中旬に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は書面到着後から4月末日消印到着です。

●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。

(トップページ>PEG・在宅医療学会>ニュースレター)

●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umi.org)まで送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

●業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

事務局長：西口幸雄(理事)

事務局所在地：〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7186

E-mail:peg-office@umin.org

・会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：  
PEG・在宅医療学会事務局

E-mail:peg-office@umin.org TEL&FAX：06-6167-7186

・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：

PEG・在宅医療学会 教育認定窓口

E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX：042-714-7106

## PEG・在宅医療学会(HEQ)入会のご案内

PEG・在宅医療学会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

### 【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

### 【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業団体です。

### 【会員の特典】

・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。

・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

### 【年会費】

施設会員 ￥20,000(5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ￥7,000

コ・メディカル ￥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)

賛助会員 ￥100,000(1口)

### 【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

### 【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

#### 【振込先】

＜郵便局からお振込の場合＞

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号 00980-7-288667

## PEG・在宅医療学会 会則

### 第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名：Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ)と称する。

### 第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

### 第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

### 第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・個人として本会に入会したもの

○施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)

○賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体

○名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの

2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。

3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。

4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

### 第五条 役員・名誉職会員・学術集會会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。

○理事長(1名)・・・理事会で選出され、本会を代表する。

○理事(若干名)・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。

○監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。

2. 本会に次の名誉職会員を置く。

○名誉理事長・・・本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推薦される。

○名誉会員・・・学術集会を開催した学術集會会長、またはそれと同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推薦される。

○特別会員・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推薦される。

3. 学術集会の運営にあたる学術集會会長を置く。

○学術集會会長・・・理事の中より順次選出、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

### 第六条 代議員・学術評議員

○代議員・・・理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。

○学術評議員・・・学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

### 第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。

2. 代議員は会員の選挙により決定する。

3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。

4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。

5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。

6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

## 第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
2. 代議員会・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。  
委員長は理事長から委嘱される。

## 第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

## 第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

## 第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

## 第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

## 第十三条 (附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年8月1日 制定・施行  
平成29年9月22日 改定

## 施行細則

### 第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会

### 第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

### 第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師／歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師／歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

## PEG・在宅医療学会 投稿規定

### ■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。  
また、著者の総数は10名以内とすること。

### ■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

### ■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。

3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1)」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近のIndex Medicusの記載に準じ、必ずタイプすること。  
(雑誌) 著者名. 題名. 雑誌名. 西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)  
(書籍) 著者名. 題名. In: 書名(編者名). 発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初～終)  
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr)とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend)は、独立した用紙に記載し、その表記は「図またはFigure」、「表またはTable」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットのCD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

### ■原稿送付先■

PEG・在宅医療学会 会誌担当  
大阪市立総合医療センター 消化器外科内  
〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22  
TEL&FAX: 06-6167-7186  
E-Mail: peg-office@umin.org  
必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい。

(2017年8月1日 改訂)

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

#### (認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

#### (認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

### 第2章 認定制度委員会

#### (認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
  - 1) 資格条件検討委員会
  - 2) 資格審査委員会
4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

#### (認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

#### (認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

#### (認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

#### (議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

#### (任期)

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
  3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
  3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
  3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
  4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
  5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。

2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

- 第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
- (1) 認定申請書(書式I)
  - (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
  - (3) オンライン教育セミナー/資格試験受講証の写し
  - (4) 経験症例数証明書(書式II、ただし胃瘻教育者は除く)
    - 1) 症例数または症例数のスコア(II-3)
    - 2) 代表症例10例のケースカード(II-1または2)書式II-3~5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
  - (5) 業績目録(書式III-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式III-2)とする)  
学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書(書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設: 1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
2. 認定管理施設: 1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー  
3. 専門造設施設: 1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
4. 専門管理施設: 1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

### 第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

- 第23条 認定審査は以下のごとくとする。
- 1) 審査料: 1資格につき5000円
  - 2) 申請の時期: 毎年1月4日から4月末日到着分。
  - 3) 認定審査の時期: 5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
  - 4) 認定結果: 10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

- 第24条 登録は以下のごとく行う。
- 1) 登録料: 1資格につき5000円
  - 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
  - 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

- 第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
  2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
  3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
  4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
  5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

### 第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

- 第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

### 第7章 教育

(教育制度の構築)

- 第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
2. その詳細は別途定める。

### 第8章 その他

(会計)

- 第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座(PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。
2. 本口座の管理代表は事務局長がつかめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

- 第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。
- |            |      |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定   |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成23年9月9日  | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格  
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
2. 資格別の条件
  - 1) 胃瘻造設者の資格  
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。  
後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 2) 胃瘻管理者の資格  
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 3) 胃瘻教育者の資格  
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)を証明できること。(書式III-2)
    - (1) 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
    - (2) 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
    - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
    - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者

3. 本会への参加義務  
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)  
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
- 1) 胃瘻造設：術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。  
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
- 2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
- (1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。  
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
- (2) 在宅症例：症例数X年数のスコアで表す。(例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)  
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。  
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。
5. 業績目録(書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)  
以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
- (1) 本会参加(必須条件)：10点  
(2) 本会学術集会における発表  
筆頭者：10点、筆頭以外：5点  
(3) 在宅医療と内視鏡治療(本会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)  
筆頭執筆者：20点、筆頭以外：5点  
(4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)  
著書・雑誌論文：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。  
筆頭執筆者：10点、筆頭以外：5点  
(5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの)：10点  
(6) 学会、研究会、地方会における発表  
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する  
筆頭発表5点、筆頭以外3点  
(7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。それぞれにつき10点  
(8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加  
それぞれにつき3点  
(9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点  
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
6. オンライン教育セミナー／資格試験受講証明書の写し 10点  
本会が主催するオンライン教育セミナー／資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

### 第3条 認定の種類

1. 個人資格
- 1) 胃瘻造設者  
認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
- 2) 胃瘻管理者
- (1) 入院・入所施設：  
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
- (2) 在宅管理：  
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
- 3) 胃瘻教育者  
第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの
2. 施設資格  
施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
- 1) 造設施設  
認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
専門胃瘻造設施設：(1)1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
(2)嚥下機能評価が可能であること。
- 2) 管理施設  
認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること  
専門胃瘻管理施設：(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること  
(2)嚥下機能評価が可能であること。

### <更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。

各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

- 1) 個人資格
- (1) 認定胃瘻造設者(医師)：業績20点以上  
(2) 専門胃瘻造設者(医師)：業績30点以上  
(3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師)：業績20点以上  
(4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師)：業績30点以上  
(5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上
- 2) 施設資格
- (1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し  
(2) 専門胃瘻造設施設：(1)1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し  
(2)嚥下機能評価が可能であること。  
(3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し  
(4) 専門胃瘻管理施設：(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し  
(2)嚥下機能評価が可能であること。
- 各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

### 第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。  
2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

### 第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

### 第7条 更新時の審査

- 更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。  
ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

### <本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

### <本施行細則の施行>

- 第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。
- |            |      |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定   |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月6日  | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |
| 平成28年9月2日  | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |